

商品概要説明書
積立定期預金

(株) 清水銀行
(令和6年5月6日現在)

| | |
|-------------------|---|
| 1. 商品名 (愛称) | ・ 積立定期預金 (しみず積立定期預金) |
| 2. 販売対象 | ・ 法人および個人のお客さま |
| 3. 期間 | ・ 無期限となります。 |
| 4. まとめ周期 | ・ 1年、2年、3年のいずれかの周期をご指定できます。 |
| 5. 定期預金の 自動作成 | ・ まとめ周期内に預入された1か月以上の積立定期預金の全額をまとめ日に解約し、同日に期間1年の自動継続自由金利型定期預金(M型)(単利型)を作成し、指定した定期預金通帳(総合口座通帳含む)へ預入します。 |
| 6. 預入 (1) 預入方法 | ・ 積立方式 預入日、預入回数、預入額(1回100円以上)は自由です。 ・ 現金、他口座からの振替、小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。 口座振替による自動積立もご利用いただけます。 証券類の場合は、その証券類の決済日が預入日となります。 |
| (2) 預入金額 | ・ 100円以上 |
| (3) 預入単位 | ・ 1円単位 |
| 7. 金利情報の 入手方法 | ・ 店頭または当行ホームページでご確認いただけます。詳しくは窓口へお問い合わせください。 |
| 8. 払戻方法 | ・ 元金は利息とともにお支払いします。 |
| 9. 利息 (1) 適用利率 | ・ 預入金額ごとに、預入時の預入日からまとめ日までの期間に応じたスーパー定期預金の店頭表示利率を満期日まで適用します。 ・ 当行所定の日に変更した場合には、新利率は変更日以後に預け入れられる金額については、その預入日(すでに預け入れられている金額については、変更日以後の利息計算日)から適用いたします。 |
| (2) 利払方法 | ・ 満期日以後に一括してお支払いします。 |
| (3) 計算方法 | ・ 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算します。 ・ 法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)が適用されます。 ・ 個人のお客さまは20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 |
| (4) 税金 | ※利子所得に係る税率は、原則20%(国税15%、地方税5%)ですが、平成25年1月1日から令和19年12月31日までは、所得税額(国税15%)に対して2.1%の復興特別所得税が付加されます。 |
| 10. 手数料 | — |
| 11. 付加できる 特約事項 | ・ 総合口座の担保とすることはできません。 ・ 個人の方でマル優の適用を受けられる方は、最高で350万円まで非課税がご利用いただけます。(マル優の適用については窓口にお問い合わせください) |
| 12. 中途解約時の 取扱い | ・ 満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下切捨て)によって計算し、利息とともにお支払いします。 A. 6か月未満 解約日における普通預金利率 B. 6か月以上1年未満 預入時の約定利率×50% C. 1年以上3年未満 預入時の約定利率×70% |

商品概要説明書

積立定期預金

(株) 清水銀行
(令和6年5月6日現在)

| | |
|--------------------|--|
| 13. 預金保険保護区分 | <ul style="list-style-type: none">・預金保険法の対象となります。他の預金（決済用の預金を除く）と合算して元本1,000万円までと利息が保護されます。 |
| 14. その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none">・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。・自動振替により積立をされる場合は、毎月均等積立となります。また、これに加え、ご指定の月に増額積立をすることもできます。 |
| 15. 契約している指定紛争解決機関 | <ul style="list-style-type: none">・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772 |